



小樽育成院育児部の入退院概要からの考察

著者	?田 智恵美, HAMADA Chiemi
雑誌名	明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報 = Bulletin of Institute of Sociology and Social Work, Meiji Gakuin University
巻	43
ページ	55-68
発行年	2013-03-14
その他のタイトル	A study of the Childcare Division of the Otaru Ikuseiin : A Historical Overview, 1898-1947
URL	http://hdl.handle.net/10723/1436

小樽育成院育児部の入退院概要からの考察

濱 田 智恵美

1. はじめに

北海道小樽市に所在する「社会福祉法人小樽育成院」（以下、小樽育成院）は、現在、高齢者サービスを総合的に提供する地域拠点としての役割を担う施設である。しかしその歴史は1898（明治31）年、中島武兵（以下、中島）が孤児3名を保護した「小樽孤児院」（以下、小樽孤児院）を発端とする。その後、興水伊代吉（初代理事長であり院主：以下、興水）によって明治後期、人口5万人超を擁した小樽及びその周辺地区の孤児救済の施設として発展を遂げることとなる。

小樽孤児院は途中、その名称を「小樽育成院」と改称し、児童らの救済を行う部門を「育児部」とした。そして、授産部門、収益事業部門を併設しながら施設規模を拡張し、1927（昭和2）年には「養老部」を併設することとなる。その後、第二次世界大戦終戦とともに1947（昭和22）年4月10日、50年間に渡り児童らの保護を行ってきた「育児部（定員80名）」（以下、育児部）を廃止、同年9月3日に旧生活保護法に基づく生活保護施設（養老）として認可され現在に至るのである。

小樽孤児院は明治時代後半、北海道の一地方都市において、慈善的精神をもった個人が興した施設であり、国全体を見渡してもこのような「宗教的個人的な慈善救済」⁽¹⁾に基づく施設が、主に児童保護の分野で設立された時期でもあっ

た。そして、「地方庁の緊急救護施設は、東京府養育院の除けばそのほとんどが明治10年代までに廃止されていったのに対して、これらの宗教的個人的慈善救済施設は、長期にわたって救済施設として収容保護の役割を果たしていった」⁽²⁾のである。このような観点において、小樽育成院は児童保護分野での救済施設から高齢者施設へと変容しながらも、その役割を果たし続けたといえる。

本稿では、地方都市において慈善的救済を発端としながら、現在も社会福祉施設として存続し続けている小樽育成院の根幹となる、小樽孤児院からはじまる児童保護を事業の柱とした50年間の歴史を紐解くとともに、育児部に在籍した者達の記録からその状況を概観することで、当時、小樽育成院の果たした役割を考察したい。

なお、本研究は、科学研究費の基盤研究（B）「養老院・養老施設における処遇（ケア）の特質に関する研究」（課題番号21330140：研究代表者本学教授 岡本多喜子）において収集された、小樽育成院に関する資料の一部を用いていることを付記する。

2. 小樽育成院育児部の歴史

『小樽育成院 七十年のあゆみ』では、小樽孤児院創設から育児部廃止までの期間を「草創時代」（1989（明治31）年～1927（昭和2）年）

本稿における育児部の歴史区分

■第1期	1898 (明治31)～1905 (明治38) 年	中島武兵による小樽孤児院「創設期」
■第2期	1906 (明治39)～1926 (昭和元) 年	興水伊代吉院主就任を契機とした「興隆期」
■第3期	1927 (昭和2)～1940 (昭和15) 年	養老部との「併設期」
■第4期	1941 (昭和16)～1947 (昭和22) 年	社会情勢の悪化と度重なる院主交代による「不安定期」

及び「基礎確立時代」(1927 (昭和2) 年～1957 (昭和32) 年)として位置づけており⁽³⁾、まさに小樽育成院の土台形成の時期といえる。さらにこれまでに編纂出版されている各種年誌⁽⁴⁾の記述をもとに、その期間の変遷を追ったところ、小樽育成院が児童を中心とした救済保護を行っていた期間は、おおよそ4期に分けられる。

以下、前述した各種年史の記述をもとに、各期の状況についてまとめる。

2-1 第1期「創設期」：1898 (明治31) ～ 1905 (明治38) 年

1898 (明治31) 年、旧南部藩士であった中島が3名の孤児を携え、小樽孤児院として児童救済事業を開始した。創設者である中島自身は、岡山孤児院の事業に「心を動かされた」⁽⁵⁾という。

当初3名だった孤児は急増の一途をたどる一方で、施設の運営資金の調達には非常に苦慮し、中島自ら故郷である盛岡や八戸にまで出向き、支援の要請をしたという。

増え続ける孤児達を新たに収容するため、中島は小樽市の有力者に院舎新築への協力を取り付け、1903 (明治36) 年に奥沢村に新院舎を設立した。しかし、新院舎建築の途上で有力者が死去したため、中島は他の協力を求め奔走したがその建築費用の半分が負債となり、院の運営はより切迫した状況に追い込まれた。

健康を害した中島は、親戚の赤塚治徳に引き継ぎを懇願し盛岡に帰郷することになるが、その赤塚も健康を損ない1906 (明治39) 年1月に退職する。退職を目前に控えた1905 (明治38)

年11月に事務員として採用したのが、かねてから「小樽活版社」に勤務し集金に訪れていた初代院主興水伊代吉であった。

資金難のため閉鎖の危機に直面していた小樽孤児院は、興水にその運営を委ねたことにより、存続の道を開くことができたのである。

2-2 第2期「興隆期」：1906 (明治39) ～ 1926 (昭和元) 年

興水は、院主に就任した直後から寄付や義捐に頼らない財政的自立をめざし、その経営手腕を発揮したといえる。その先駆けは、小樽市内で開かれていた「朝市場」の管理を興水自ら小樽警察署に申し出て、受託することから始まった(1935 (昭和10) 年4月に廃止されるまで存続)。その年には慈善看護協会⁽⁶⁾、収益事業を担う授産部(手工部、農業部、機業部)も創設した。さらに、道庁からの補助金受託(1908 (明治41) 年)、「午砲部」⁽⁷⁾の創設(1909 (明治42) 年)、月1回の慈善音楽会の開催など、様々な運営資金獲得のための工夫を行ったことで、決して潤沢とはいえないまでも、一時期のような切迫した状況からは脱することになる。

このような経営的努力とともに、小樽孤児院を「小樽育成院」と改称し(1910 (明治43) 年)児童保護を行う部門を「育児部」として位置づけた。そして入院児童も60名を擁するに至った⁽⁸⁾⁽⁹⁾。『永遠に(小樽育成院創立百周年記念誌)』(以下、『百周年記念誌』)では当時の施設規模について、「全道の育児事業をその収容数から見ると、函館慈恵院51名・帯広北星院20名・岩内救護院14名・札幌育児院12名…(以下

省略) その収容数に於いては、当時北海道最大の施設であった」としている⁽¹⁰⁾。

またこの時期、老衰者4名が院内に収容されていたとの記録があることから⁽¹¹⁾、すでに高齢者との混合収容が行われていたということがいえる。さらに『小樽育成院三十年誌』(以下、『三十年誌』)には、「…(省略) 養老部開設以前ニ於テ老衰者及失業者二十三名ヲ収容保護セリ」⁽¹²⁾という記録が残されており、成人入院者数も増加していった様子がかがえる。

興水による救済事業において、大きな役割を果たす付属農園の開墾が決定されたのが1915(大正4)年である。興水はこの事業を「先人未踏の処女林を拓いても農地をおこし食料の自給を図ると共に、院生には成人後、農業を志す者にはこれを分与して自立させる方針で、ここに育成院開拓村の理想郷を造りあげることが目的」⁽¹³⁾とし、「本院経営事業として最も苦心を要するものであり、しかも永遠なる事業であるものは付属農場の経営であります。」⁽¹⁴⁾と述べていることから、付属農園事業に対する強い思いをうかがうことができる。

2-3 第3期「併設期」：1927(昭和2)～1940(昭和15)年

小樽育成院では1927(昭和2)年、「養老部」(定員60名)が併設された。その経緯について「大正の終わり頃から其の筋の依頼で臨時に老衰孤独の者を収容することが度々であったので、養老部を併置することに決定」⁽¹⁵⁾したと、記録が残されている。あわせて興水自身も、「世間が往々老後の考えもなく無為に過ごした不生産的な人間を養うなんて余りに物好きだ位に言ふ人がある。それは余りに極端な話である。生後六十年間も何も世の中の爲めにならぬ人間もないものです。何か社会の爲めに働いた時もあったに相違ない。(中略)今日は老衰して何

分働くことも出来ず、養ふ義務者もない、殆ど野垂死をするのを我々同胞が黙ってみている訳には行かぬ云々」⁽¹⁶⁾と考えていたようだ。

しかし世界恐慌、第二次世界大戦へと向かう不安定な社会情勢の中、育児部の入院児は定員一杯の80名近くに上っていた。その一方で、財政を支えていた様々な委託事業(午砲部、朝市場)の解消が相次ぎ、付属農園においては度重なる冷害などによって、運営資金の獲得が思うように運ばない時期でもあった。

2-4 第4期「不安定期」：1941(昭和16)～1947(昭和22)年

興水の死去により、娘婿であった興水安太が院主に就任した。しかし、翌年には辞任、それ以降、院主の交代や不在の時期が続くことになった。

第二次世界大戦による社会的混乱の中で、終戦とともに1945(昭和20)年、小樽育成は引揚者の収容を委託された。『百周年記念誌』には、当時の様子について、「昭和20年、外地からの引揚者の収容を委託された。引揚者の心の荒み、生活の逼迫で院内の空気も荒廃甚だしく、襖・障子等破壊して焚いたり、物品を持ち出し売り払う等珍しくなくなり、院の経営を更に困難なものにした。」⁽¹⁷⁾と記述されているように、戦後の混乱を反映したかのような、すさんだ状況にあった。

さらに、戦後の支援物資の取り扱いについて問題を抱えた小樽育成院は、その社会的な責任を回復するための手立てを打たなければならない状況が生じた。その当時の状況について、

「斯る乱世に處しても院は事業の性格として、聊かも法を潜るが如き行為は許されなかったし、軍の要求も苛酷であり、世人の監視も厳しかったので、之が経営の責任に立つ者は、被収容者に衣食を給することのみで

も、並々ならぬ心労苦慮を煩いはしたであらうことは、充分理解し同情し得るものではあったが、免も角些細な手落ちに端を發した事ととは言え、三代に亘り経営責任者が不運にも相ついで忌諱を受けて、職を去らねばならぬ不祥事が続いたので世の疑惑の目が院の上に注がれ、多年の信を根底から失いかねない危急の事態に立ちいたったので、関係当局からの強い要望もあり、速やかに経営を刷新明朗化して世望を恢復する事が切實な問題となったのである。」⁽¹⁸⁾

このように緊迫した状況の中、経営の刷新明朗化の手段として育児部を廃止し、旧生活保護法に拠る救護施設として養老部を存続する道がとられた。そして、この時点で50年間にわたる小樽育成院による児童保護の歴史が終焉することとなる。

それでは、このような歴史上に存在した、育児部の入院児童達の姿は一体どのようなものであったのだろうか。次に、小樽育成院において保管されているいくつかの資料をもとに、在院した児童の状況についてみていきたい。

3. 『育児部入院簿』及び『育児部退院者名簿』からみえる在院児の状況

3-1 資料の分析にあたって

本稿では、小樽育成院に保管されていた育児部に関連する資料を用い、育児部に在院していた児童の状況について把握することを試みた。

第1の資料は『育児部入院簿』（以下、入院簿）である。これは1898（明治31）年から1946（昭和21）年までの間の、各年ごとの入院した者の氏名600名分が記載されている。

第2の資料は、『育児部退院者名簿』である。この資料は2種類に分かれており、1つは1907（明治40）年から1944（昭和19）年（注：この年は、一覧表中には年の変わり目を表すと思われる区分線はひかれているものの、具体的な年号の記載がないため推定である）までの、退院した者の各年ごとの氏名の一覧表であり、576名分が掲載されている（以下、退院者名簿一覧）。2つめは、退院した者の個人記録583名分である（以下、個人記録）。

以上の資料から把握できる項目の一覧が表1である。

最も掲載人数が多い入院簿をもとに、それぞ

表1 育児部に関わる資料と掲載項目

	入院簿 (600名分)	退院者名簿一覧 (576名分)	個人記録 (583名分)	
記録されていた項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 収容年月日 ・ 本籍 ・ 収容当時の住所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 退院年 	【本人】	【保護者】
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 本籍の本籍 ・ 本人の住所 ・ 職業／学歴 ・ 入院年月日 ・ 退院年月日 ・ 入院前の状況 ・ 退院後の状況 ・ 経費関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職氏名 ・ 本籍 ・ 住所 ・ 本人との関係

注) 個人記録は当初、院独自の様式で記載されていたが、救護法の施行に伴い名称を「身分帳」と改め、様式もそれに則った形になった。記載項目は従来のものとほとんど合致している。さらに一部の個人記録には「要救護者調査書」も添付されるようになった。

小樽育成院育児部の入退院概要からの考察

れの資料に掲載されている氏名の照合作業を行ったところ、入院簿には掲載されていない退院者名簿一覧への掲載氏名、個人記録のみが存在する場合があることが判明した。このようなケースを加えた結果、各種の資料において、育児部に在院していたことが確認できた者の数は611名となった。本稿での分析は、この611名を対象としたものである。

さらに、入院簿及び個人記録に未記入項目があった場合には、双方の資料を照合しながら未記入の項目を補完する作業を行い、入退院年月日について、入院簿、退院者名簿一覧、個人記録で違いがある場合、個人記録の記載を優先した。また、生年月日、入院年、退院年のいずれかが不明な場合、判明している項目の加除により算出した。(例：生年月日＝入院年－入院時の年齢、入院年＝退院年－(退院時の年齢－入院時の年齢)、入院時の年齢＝退院年－入院時の年齢)

資料中、再入院と思われる記録が複数見られた。その場合には延べ数とし、個々を分析の対象とした。

なお、育児部に在籍していたのは児童だけではなく、家族で入院していた場合(母子や父子

を含む)の親や、入院時、あるいは在院期間中に成人に達した入院者の記録も各資料中に保管されていた。よって、これらの在院した者は正確には「在院児(者)」として記述すべきであるが、入院した者のほとんどが義務教育終了前に入院したケースであった事実から、本稿では育児部に在籍したものを「在院児」と表記することとする。

3-2 在院児の状況

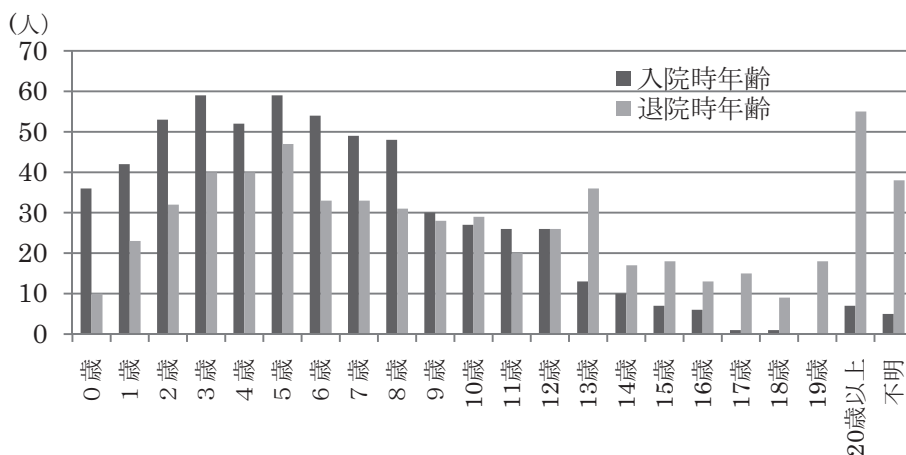
3-2-1 入退院時の年齢

在院児の入院時の年齢、及び退院時の年齢についてまとめたのが図1である。

最低入院年齢は0歳、最高入院年齢は53歳であった(これは母子で入院した母親の記録が反映された)。入院年齢は3歳、5歳をピークとした0～8歳が中心である。それ以上の年齢で入院する数は減少している。

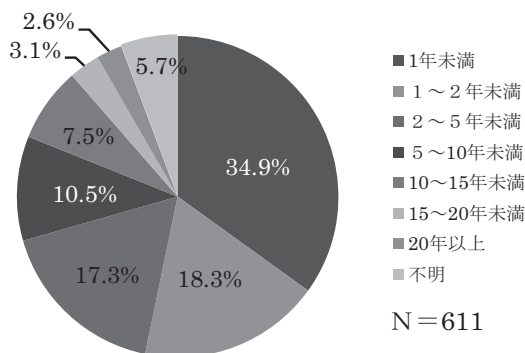
不明を除いた入院時の平均年齢は6.3歳であった。

一方、退院年齢は5歳で1回目のピークを迎えるが、義務教育終了後の13歳での退院も多くなっている。これについては、当時の院規則において入院が14歳までと定められていたことを



注)『育児部入院簿』及び『育児部退院者名簿』より作成

図1 入院時及び退院時の年齢分布



注)『育児部入院簿』及び『育児部退院者名簿』より作成

図2 在院期間

反映しているものと推察する。しかしその反面、成人を過ぎ、20歳以上で退院するケースも60ケースを超えている。

なお、不明を除いた退院時の平均年齢は9.8歳であった。

3-2-2 在院期間

在院児611名の在院期間は図2に示す通り、「1年未満」が34.9%と最も多く、ついで「1～2年未満」が18.3%、「2～5年未満」が17.3%と続く。在院児の半数以上は入院から2年未満で退院する一方で、15年以上の長期入院が6%弱みられた。

不明を除いた平均在院期間は3.6年であり、最長在院期間は36年(1906(明治36)年入院、1942(昭和17)年退院の事例)であった。

3-2-3 在院児の入退院の理由について

在院児の入院理由及び退院理由について、主に個人記録の「入院時の状況」と「退院後の状況」の記述を読み起こすことによって分類を試みた。「入院時の状況」には、主に入院理由及び入院時の年齢、保護者の氏名等が記述されていた。「退院後の状況」には退院理由、退院に至るまでの経緯、退院後の行き先等が記述されていた。これらの記述の分量はおおよそ数行程度の

非常に簡潔なものであり、いわゆるケース記録のように日々の状況を書き込む形式にはなっていない。

以下、入院年ごとの入院理由、退院年ごとの退院理由の分布を整理した一覧をもとに、全体の傾向を把握し、特徴的な事例を紹介しながら、断片的ではあるが在院児の抱えていた背景や当時の育児部における対応の様子をみていきたい。

なお、記載した事例の内容は原文のままではなく、筆者が現代的に表現をおきかえ、まとめた形式をとった。

(1) 入院理由

育児部に入院した理由について、主に個人記録の「入院前の状況」に記述されている用語(「貧児」「孤児」「棄児」「遺留児・遺児」「託児」「依頼(委託)収容」、及び用語の記述がない場合は記録内容をもとに、これらの項目に沿って分類を行った。なお、育児部が「児童虐待防止法」施行に伴い、委託機関として指定されたことを受けたことにより、虐待を理由とした在院児の記録が複数みられたことから、「虐待」を分類項目に含めた。

上記の作業をもとに、各年ごとに入院児の入院理由の分類を行った結果が表2である。

最も多い入院理由は「貧児」で、全体の半数近くに上る。小樽孤児院発足当時は入院数も少なく、「貧児」として入院する場合より「棄児」を理由とした場合が多いが、明治時代後半以降、「貧児」として入院するケースが多くを占めるようになる(この点については、興水の院主就任以前の在院児記録の多くが欠落していることに留意する必要がある)。「孤児」の入院状況をみると、明治時代後半、まとまった人数が入院している。それが落ち着いた大正初期には、「棄児」の入所が増化する状況がみられた。総じて

小樽育成院育児部の入退院概要からの考察

表2 入院理由

(人)

西暦(年号)	入院数	貧 児	棄 児	迷 子	孤 児	遺留児 遺 児	託 児	一時収容 臨時収容	委託(依 頼)収容	不 明	虐 待	その他
1898(明治31)	3	1	2									
1899(明治32)	0											
1900(明治33)	0											
1901(明治34)	4	1	2		1							
1902(明治35)	0											
1903(明治36)	0											
1904(明治37)	2	1	1									
1905(明治38)	1	1										
1906(明治39)	28	18			6	1				2		1
1907(明治40)	23	13	2		3	5						
1908(明治41)	31	21	1		5	3				1		
1909(明治42)	29	21			8							
1910(明治43)	25	18	2		3	2						
1911(明治44)	23	14			7	1				1		
1912(大正元年)	11	2	6		3							
1913(大正2)	27	15	3	1	3		1			1		3
1914(大正3)	17	6	3		3					1		4
1915(大正4)	14		8		3				2	1		
1916(大正5)	14	6					8					
1917(大正6)	5	1				2	2					
1918(大正7)	13	6	1	1	3	2						
1919(大正8)	13	2	1	3	2	3				2		
1920(大正9)	20	14			1	2		1		2		
1921(大正10)	8	5	1	1		1						
1922(大正11)	9	8	1									
1923(大正12)	11	9					1			1		
1924(大正13)	12	8	1		1					2		
1925(大正14)	4	2						2				
1926(昭和元年)	15		1					11		3		
1927(昭和2)	11	7				1			3			
1928(昭和3)	11	8			1					2		
1929(昭和4)	17	5	1		1		5		3	2		
1930(昭和5)	10	3			3				1	3		
1931(昭和6)	6		2							4		
1932(昭和7)	8	3	1		2			1		1		
1933(昭和8)	15	1	1			2	5			6		
1934(昭和9)	9	6	1				1			1		
1935(昭和10)	25	9			1	4	1	3	6	1		
1936(昭和11)	15	6						1		3	3	2
1937(昭和12)	21	4		2		4	3	1		2		5
1938(昭和13)	21	8			2	5				6		
1939(昭和14)	21	9				2	2			2	2	4
1940(昭和15)	9	1	1			1	3			3		
1941(昭和16)	4					1				1	2	
1942(昭和17)	14	10							2	2		
1943(昭和18)	10	3			1		1			1	3	1
1944(昭和19)	5	4	1									
1945(昭和20)	12	5	1	2	3							1
1946(昭和21)	5				2					1		2
総数 (対入院総数比)	611	285 46.6%	45 7.4%	10 1.6%	68 11.1%	42 6.9%	33 5.4%	17 2.8%	20 3.3%	58 9.5%	10 1.6%	23 3.8%

注) 1. 『育児部入院簿』及び『育児部退院者名簿』をもとに、入院年が判明した611名を対象とした。

2. 理由項目は、『育児部退院者名簿』の個人記録に基づいている。

「棄児」「孤児」「遺留児・遺児」に対する救済を柱としていた状況が表2から読み取ることができる。

以下、各入院理由に該当する事例を紹介する。

<孤児の事例>

◇女子【1906 (明治39) 年入院／1928 (昭和3) 年退院／入院当時6歳】

孤児として収容。小学校卒業後、電話交換手を命じられる。貯金支局事務員などを経て昭和2年、就籍、結婚により退院。

◇男子【1908 (明治41) 年入院／1929 (昭和4) 年退院／入院当時1歳】

孤児として収容。小学校卒業後、付属農場にて農業を見習う。徴兵となり本人の独立希望にて退院する。

<棄児の事例>

棄児の場合、その多くが引き取りではない形で退院していった。しかし、次の事例のように、警察との連携で棄児の保護者が発見され、引き取りにつながった事例もみられた。

なお、棄児や孤児の場合で、身元が全く判明しないものの一部は、興水が就籍をさせていた形跡がみられた。

◇男子【1940 (昭和15) 年入院／同年退院／入院当時3歳】

オタモイ付近の洞窟に捨てられているのを付近の人が発見。警察の報告によれば、両手両足を縄で縛られていた。小樽警察署より依頼があったため入院となる。その後、警察の努力で両親判明する。刑事が来院して引き渡す。

<遺留児の事例>

◇男子【1907 (明治40) 年入院／1913 (大正

2) 年退院／入院当時9歳】

遺留児として収容。小学校卒業後、院内で実業見習い。大正2年、某店に奉公のために退院す。

これらのように貧児、棄児、孤児らに対する救済を中心としながらも、経済状況の悪化や戦争などによる社会的状況の変化、法律の整備による収容要請に対応している事例がみられた。

以下、そのような具体的事例をあげながら、当時の様子を概観することとする。

<障害を理由に入院した事例>

個人記録の中には、身体的・知的な障害を理由に入院した事例が数例みられた。なお、これらの事例は表中「その他」に分類した。

◇男子【1944 (昭和19) 年入院／1946 (昭和21) 年退院／入院当時12歳】

昭和16年盲啞学校に入学。昭和17年成業の見込みなく、盲啞学校を断られる。昭和19年実父の願い出により引き渡すが同年、父の希望で再入院。その後、岩内救護所に移籍となった。

<親の収監中に収容される事例>

親が何らかの罪で収監され、その間収容される事例である。そのような場合、個人記録には「在盗人携帯児」と記載されていた。

◇女子【1913 (大正2) 年入院／同年退院／入院当時4歳】

在盗人携帯児として収容。母の願いにより引き渡す。

◇女子【1913 (大正2) 年入院／1925 (昭和元) 年退院／入院当時7歳】

在盗人携帯児として収容。家見習い中、縁組み退院する。

小樽育成院育児部の入退院概要からの考察

<育児部における「託児」の実態>

大正年代に入り付属農園の開拓が開始されたと同時に、興水は開墾のために故郷の山梨から弟家族を呼び寄せたり、農園経営の携わる人材を集めた。「託児」に分類されるのは、家族で転居してきたその子ども達を育児部で預かった場合がほとんどであった。

<方面委員が関わる事例>

救護法の施行に伴い、方面委員の申し出により入所する事例がみられるようになる。さらに個人記録には、世帯の「要救護者調書」が添付されている事例も存在した。

◇男子【1936（昭和11）年入院／同年退院／入院当時10歳】

実父の入院先から通学していたが、不便のため市の依頼により入院する。父に関する調書は左記の通り（方面委員）。本人、奥沢小学校に転校するが、市社会課員の立会のもと、樺太に住む叔父に引き取られる。

<親子で入院した事例>

母子保護法の施行前後を含め、母もしくは父、あるいは両親を伴い家族で入院する事例が8ケースみられた。母子入院の場合、子どもの記録に「母親は養老部に入所」と記述されている場合と、母親の個人記録も子ども達の記録とともに育児部にて保管されている場合の2通りがみられた。親に対する対処の違いが何に拠るのかは、不明である。

◇男子【1928（昭和3）年入院／1931（昭和6）年退院／入院当時4歳】

貧児として収容。父は死亡し、母と盲目の兄とともに暮らしていたが困窮。近所の人々の申し出により入院。母は養老部に入所。その後、母はそこで再婚し外に家を持つことになり、兄ともども退院する。

◇女子【1942（昭和17）年入院／1943（昭和18）年退院／入院当時5歳】

方面委員より、母子保護法により入院。母は院の保母として職につき、母子保護法は適用せず。本院職員と結婚し、義父の退職にあたり、母の申し出により退院する。

<虐待により入院する事例>

個人記録の記載に「虐待」という用語が明記されるようになるのは、「児童虐待防止法」の施行以降で、それ以前の記録においては虐待を理由とした入院事例はみられなかった。

虐待を理由に入院した場合、以下のような事例が残されていた。

◇兄妹【1941（昭和16）年再入院／1943（昭和18）年退院／入院当時 兄9歳 妹8歳】

昭和14年、児童虐待防止法により入院。その後、父が悔悛したため昭和15年に引き渡した。しかし、再び虐待が始まり、兄妹が院に避難してきたため再入院となった。院の職員が札幌の自宅を訪ね様子を見にいったところ、父は不在。母は在宅していた。引き取りの要望はあるが家庭の状況を見ると帰宅後が憂慮される。昭和18年、委託処分廃止のため、父に引き渡した。

<戦後孤児を収容した事例>

第二次世界大戦終戦後、戦争孤児を収容した記録が残されている。小樽市内のみならず、東京で孤児になった児童をも保護していた。

◇男子【1945（昭和21）年入院／同年退院／入院当時11歳】

東京で戦火にあい、兄弟3人と東京を出発。小樽駅で下車するが、兄達が行方不明。地方費救護者として収容する。その後、兄に引き取られる。

表3 退院理由

(人)

西暦 (年号)	退院数	引取り		独立		養子	他機関へ 転院	無断退院 (行方不明・逃亡)	死亡	その他	不明
		親	親以外	就業・就 学等	結婚						
1907 (明治40)	9	7	2								
1908 (明治41)	23	15	7						1		
1909 (明治42)	26	11	9		1				3		2
1910 (明治43)	24	14	6		1	2			1		
1911 (明治44)	19	15	2		1				1		
1912 (大正元年)	9	4	3						2		
1913 (大正2)	23	10	5	1	3	2	1				1
1914 (大正3)	22	10	7				1	1	3		
1915 (大正4)	27	17	4	1	2				2		1
1916 (大正5)	12	6	3						1	2	
1917 (大正6)	3	2								1	
1918 (大正7)	4	2	1				1				
1919 (大正8)	15	8	4		1		1		1		
1920 (大正9)	19	10	3	1	1						4
1921 (大正10)	9	4	1	1	2	1					
1922 (大正11)	11	7	2						2		
1923 (大正12)	7	1	1	1	2		1		1		
1924 (大正13)	15	10	1	1	3						
1925 (大正14)	13	5		5	1	1	1				
1926 (昭和元年)	21	8				1	4	2		5	1
1927 (昭和2)	10	7		3							
1928 (昭和3)	5	2	1		1				1		
1929 (昭和4)	12	1		4		1		1	3	1	1
1930 (昭和5)	19	3	1	3	1			4	6		1
1931 (昭和6)	10	4		2		1		1		2	
1932 (昭和7)	4	1		1				2			
1933 (昭和8)	7	4	3								
1934 (昭和9)	6	2		2		1		1			
1935 (昭和10)	22	8	3	3				7	1		
1936 (昭和11)	19	12		3				2	2		
1937 (昭和12)	19	10	2	2	1		1	2	1		
1938 (昭和13)	15	6					2		5		2
1939 (昭和14)	18	5	3	4				2			4
1940 (昭和15)	22	13	2	1		1		1	2		2
1941 (昭和16)	14	4	5						4		1
1942 (昭和17)	13	7	1	1			2	1	1		
1943 (昭和18)	13	6		1				1		3	2
1944 (昭和19)	8	6		1					1		
1945 (昭和20)	16	2	3	1			1	7	2		
1946 (昭和21)	12	4		1			6	1			
1947 (昭和22)	1										1
総数 (対退院総数比)	576	273 47.4%	85 14.8%	44 7.6%	21 3.6%	11 1.9%	22 3.8%	36 6.3%	47 8.2%	14 2.4%	23 4.0%

注) 1. 『育児部入院簿』及び『育児部退院者名簿』をもとに、退院年が判明した576名を対象とした。

2. 退院理由の項目は、『育児部退院者名簿』の個人記録及び、一部『育児部入院簿』に記載されていた内容に基づいている。

(2) 退院の理由

退院年が判明した576ケースの退院理由をまとめたものが表3である。

全体のおよそ7割以上が「親」あるいは、「親以外」による「引き取り」により、退院に至っていた。

年代のよる特徴も見受けられ、明治時代においては、急性脳膜炎などの疾病により死亡するケースもみられたものの、「引き取り」、「養子」あるいは「結婚」という形で家庭に戻ったケースがほとんどである。大正時代以降、「他機関へ転院」を理由にして退院する事例がみられるが、そのほとんどは警察署に再度引取られたり、あるいは感化院などに移籍したものである。

<他機関への転院を理由として退院する事例>

◇男子【1913（大正2）年入院／同年退院／入院当時9歳】

「貧児」として入院するが、性質不良のため小樽警察署に返戻す。

◇男子【1926（昭和元）年入院／同年退院／入院当時14歳】

小樽裁判所検事局より小樽警察署を通じて依頼収容児として入院した。夜無断外出し、市内の派出所で発見されたが、悔悛の見込みがないため小樽警察署に返戻した。

なお、育児部廃止の前年1946（昭和21）年の「他機関へ転院」については、すべてが「岩内救護所」への転院であった。翌年の廃止に向けて、社会的な自立が難しい児童や家族への対応と推察される。しかし、廃部当時入院していた者すべての記録が存在しているわけではないため、対応の一部として捉えることが妥当であろう。

昭和にはいると、それまでほとんど見られな

かった「無断退院（行方不明・逃亡）」するケースが出始める。その時期は、先述した育児部の歴史における第3期から第4期（施設内の環境の悪化が進んだ）に合致する。さらに無断逃亡した者の個人記録をみると、少年教護法により小樽警察署、あるいは区役所から依頼をうけて入所に至った事例が多くみられた。

<孤児で入院、逃亡のため退院扱いになった事例>

◇男子【1935（昭和10）年入院／同年退院／入院当時14歳（自称）】

市内各所を浮浪し、窃盗団で見張り役をしていたが、検挙され不起訴となった。小樽警察署の依頼により収容。本人は父母共に行方不明。札幌にて屑拾い等をしていた。院内では総務主任とともに就寝し、昼間は主任監護のもと、事務所にて小間使いとして小用を果たしていた。次第に身心の更生を計る。しかし、院より逃亡し、その際、火薬の使用許可証を所持したまま逃亡し、行方不明になった。直ちに小樽警察署に捜索を依頼するとともに、本院よりも終夜市内を捜索、かつて居住していた札幌市豊平橋付近の乞食小屋を捜索するが、見つからなかった。

先述した退院年齢の分布で、14歳を過ぎて退院に至るケースが多数存在することについて触れたが、個々の退院理由を追っていくと退院に至るまでの間、院内の授産部門、あるいは農場にいったん籍を置いた後、独立するケースが60ケース以上みられたこととの関係が推察される。

具体的には、義務教育を修了した児童で、引取り手や奉公先がない場合など、すぐには退院することができない児童達を、「洗濯部」（1933

(昭和8)年創設)、「付属農園」(のちに事業部門と独立し、「農業部」と改称。興水が逝去したあとは売却された)などに、「院内において実業見習い」「農場において家事見習い」「農場において農業見習い」「農場にありて農夫及び家政見習い」「農場に転居」(以上、個人記録より抜粋)というように、籍をおかしていた形跡が残されている。

特に農場が売却される1941(昭和16)年までの間、1920年代(大正後期から昭和初期にかけて)に入院した児童を中心に農場を経由して独立にいたるケースが多々みられた。

<付属農園を経由して退院にいたる事例>

◇男子【1906(明治39)年入院/1942(昭和17)年退院/入院当時10歳】

明治42年小樽唾学校卒業。本院にて実業見習い。大正4年以来、付属農園に従事する。昭和17年農場より帰還。即日養老部の被保護者として収容する。

◇男子【1925(大正14)年入院/1930(昭和5)年退院/入院当時14歳】

小樽警察署依頼収容児。本籍地に照会したが不明。大正15年農場に転居。農業に従事する。昭和5年、本人の希望により理髪店徒弟として岩内町に移る。

3-3 考察

育児部においては、「貧児」を中心に救済的な救済事業が展開されていた。この点について、1910(明治43)年から十勝で児童保護事業を展開していた「北星園」⁽¹⁹⁾の状況と比較すると、同園の1910(明治43)年から1923(大正12)年までの統計で、「貧児」と「孤児」の入院数がほぼ同数であった⁽²⁰⁾ことから、小樽育成院においては、「孤児」救済の比率が高いといえるが、このような差異は地域の状況により変化するもの

と思われる。さらに、退院の理由に関しても、地域的な状況や施設がもつネットワークなどによって、差異が生じるものと推察する。

育児部では教化、母子保護、虐待児保護といった様々な社会的要請に対して、その当事者達を受け入れてきたと同時に、児童保護の枠を超え、成人、高齢者をも含み救済・保護にあたってきた状況が垣間見えた。このような育児部の取り組みの根底には、興水が『三十周年誌』のなかで自身の挨拶文とした「三十年の春秋を顧みて」において述べている、次のような事業に対する考え方、姿勢を反映しているのではないか。(以下、抜粋)「本院のもとより社会事業の一端として倦むことなく三十年の春秋風雨を辿って参りましたが、本院の事業は勿論華やかなものではありませんでした。あくまでも消極的、縁の下の力持ちで御座います。然も尚私達は本院の事業の重要さを自覚致します。事業の消極性—そこにむしろ気づかざる重要さと苦心を見出さずにはいられないからでございます。」

そして、当時の多くの児童保護施設においては、在院児の社会的自立に向けた授産の意味と、施設運営費の確保を目的としたいわゆる授産部門が設置されていたが、興水が信念といえるほど多大な力を注いだ付属農園の役割には注目したい。実際、今回分析の対象とした事例の1割以上が、付属農園に何らかの形で関わり、そして退院に至っている。それは、興水が構想した通り、付属農園が収益事業にとどまらず、在院する児童や家族が社会的な自立を図るためのある意味プラットフォームの役割を担い、さらには就労の場、家庭生活を営む場として、生活そのものを支える役割までもも担っていたといえる。

しかし興水の逝去後、後継者がいなくなった付属農場は売却され、そのことは、育児部の救済保護にも大きな影響を与えたことは否めない

であろう。そしてリーダーの度重なる交代など運営における継続の危機と、戦中、戦後の社会的混乱による救済保護の困難性があいまって、いくつもの不遇が重なる中、育児部は廃止に至ったと推察される。

4. おわりに

本稿では、北海道の地で、ある時期最大の収容児を擁した小樽育成院育児部の明治から昭和の時代における救済保護の状況の、ごく限られた一断片を明らかにしたにすぎない。

しかし、その一断片からも興水の救済保護に対する情熱とある意味独特の運営方法によって、多くの児童、家族を救う大きな役割を果たしていた状況が浮かび上がった。

今後は、他の孤児院との比較検討を行うなど新たな分析の枠組みを用いつつ、その地域性や独自性についてより深めていきたい。

【謝辞】

本稿執筆にあたり、小笠原祐次氏（多摩胴朋会）、岡本多喜子氏（本学）、中村律子氏（法政大学）、鳥羽美香氏（文京学院大学）をはじめとする高齢者施設処遇史研究会のメンバーの皆様から多くの示唆、ご教示をいただきました。また、莫大なデータ入力作業に関わって下さった古屋誠氏（本学社会福祉学科）も含め、心より感謝いたします。

【注】

- (1) 小笠原祐次「解説 社会事業施設の発展と社会事業施設調査」社会福祉調査研究会編『戦前日本社会事業調査資料集成 第九巻』勁草書房、1994年、2-32頁（14頁）
- (2) 前掲（1）、14頁
- (3) 社会福祉法人小樽育成院『小樽育成院 七十年のあゆみ』1968年、16-34頁
- (4) 参考資料に掲載したとおり、小樽育成院では創

設十年、三十年、七十年、八十年、百年の節目にそれぞれ記念誌を編纂している。これらの資料には、年表をはじめとして、当時の関係書類、新聞記事、写真等を交え、年々の出来事が詳細に記録されている。

- (5) 小樽育成院『風雪に耐えて七十年』の記述より。
- (6) 孤児院の付属事業として創設された。看護婦であった興水の妻いくが中心となり、協会に所属する看護婦が外部で獲得した賃金を院の運営費にあてていた。
- (7) 個人が市内にある稲穂澤に午砲小屋を設置し、正午の時報として空砲を鳴らして時を告げていた。財政難を理由に個人がこの事業を手放す際、孤児院に全権利を寄付した。その報償として住民から集金した空砲代を、孤児院の運営にあてていた。
- (8) その当時の様子を、内務省地方局編『感化救済小鑑』（報徳会、1911年）では「児童の徳育涵養と小樽孤児院」という題で以下のように紹介している。
「小樽孤児院は北海道に在り、本道の人口逐年増加すると共に、孤児貧児の増加も亦數の免れざる所なり。されば現院長興水伊代吉は是等不幸の徒を憐み身を挺して世の志士仁人の間を奔走し、勧誘大に力め、今や多大の同情を得て、現在約六十人の児童を収容せり。院母郁子も亦熱心に三人の媼姆を指導監督して、院児の教養撫育に遺憾なきを期せり。而して児女の学齡に達せし者は、院内に幼稚部を置き、幼稚園制度に則りて保育を為し、学齡に達したる者を通学せしめり。現に実業見習五人、通学児童二十七人、幼稚園部児童二十四人、嬰兒五人に分たる。斯して院主の最も注意せる所は徳育にして、多数の児童を聚むるときは、兎角に悪感化を受け易きものなるが故に、彼等が一言一言を嚴重に注意して、天真の性情を円満に発達せしめんことに努めり。…（以下省略）。」
- (9) 機関紙であった『北海慈善新報』（15号 1910（明治43）年6月25日発行分）には、寄贈新聞雑誌欄が設けてあり、寄贈先として横濱孤児院、大分育児院、神戸孤児院、東京感化院、東京育成院など全国27の施設名が列記されている。この当時から児童保護に関わる諸施設との間で、何等かの情報交換が行われていたことが推察される。
- (10) 社会福祉法人小樽育成院『永遠に（小樽育成院

- 創立百周年記念誌)』1998年、35頁
- (11) 前掲 社会副法人小樽育成院 1998年、32頁
- (12) 財団法人小樽育成院『小樽育成院三十年誌』1928年、38頁
- (13) 前掲 社会福祉法人小樽育成院 1998年、37頁
- (14) 前掲 財団法人小樽育成院 1928年、26頁
- (15) 財団法人小樽育成院『風雪に耐えて七十年』の記述より
- (16) 『北洋新聞』(年度不詳、9月15日記事)(小樽育成院『風雪に耐えて七十年』に収録)
- (17) 前掲 財団法人小樽育成院 1998年、48頁
- (18) 財団法人小樽育成院『風雪に耐えて七十年』の記述より
- (19) 「北星園」は、1910(明治43)年に、日本育児院山田範三郎が、院児4名とともに付属農園として十勝にて開墾を始めたことを発端とする。なお、明治から大正における北海道の慈善事業については、三好明著『北海道社会事業史研究』敬文堂出版部、1969年、113-167頁を参照されたい。
- (20) 財団法人北星園「北星園要覧」大正13年(室田保夫・蜂谷俊隆編『子どもの人権問題資料集成 戦前編 第3巻 子どもの養護Ⅲ』不二出版、2009年に収蔵)
- 成 戦前編 第1巻 子どもの養護Ⅰ』不二出版、2009年
- ・室田保夫・蜂谷俊隆編『子どもの人権問題資料集成 戦前編 第2巻 子どもの養護Ⅱ』不二出版、2009年
- ・室田保夫著『近代日本の光と影 慈善・博愛・社会事業をよむ』関西学院大学出版会、2012年
- ・大沢 溥(あまね)著『日本の子ども研究—明治・大正・昭和— 別巻Ⅰ 近代日本の児童相談』クレス出版、2009年
- ・下川耿史編『近代子ども年表 1868-1926 明治・大正編』河出書房新社、2002年
- ・下川耿史編『近代子ども年表 1926-2000 昭和・平成編』河出書房新社、2002年
- ・野本三吉著『社会福祉事業の歴史』明石書房、1998年
- ・児童問題史研究会監修『現代日本児童文題文献選集11』高橋梵仙著「貧困児童の問題」日本図書センター、1987年
- ・小樽育成院『小樽孤児院報第一号』1902年
- ・小樽育成院『小樽孤児院』1908年
- ・小樽育成院『小樽育成院三十年誌』1928年
- ・小樽育成院『小樽育成院六十周年誌』1958年
- ・小樽育成院『風雪に耐えて七十年』
- ・小樽育成院『社会福祉法人小樽育成院七十年の歩み』1968年
- ・小樽育成院『社会福祉法人小樽育成院八十年のみちのり』1978年
- ・小樽育成院『創立百周年記念誌 永遠に』1998年
- ・小樽育成院『育成』(1936年第152号~1943年210号)
- ・小樽育成院『大郷土』(1936年12月号~1938年3月号)

【参考文献及び資料】

- ・三好明著『北海道社会事業史研究』敬文堂出版部、1969年
- ・社会福祉調査研究会編『戦前日本社会事業調査資料集成 第五巻』勁草書房、1990年
- ・社会福祉調査研究会編『戦前日本社会事業調査資料集成 第九巻』勁草書房、1994年
- ・室田保夫・蜂谷俊隆編『子どもの人権問題資料集